



保育園の園児募集

平成19年4月に保育園に入所する園児の入所申し込みを受け付けます。同じ保育園に引き続き入所する場合にも、各保育園で申し込みが必要です。申込書は、各総合支所保育園入所担当課と市内の各保育園で、11月17日（金）から交付します。

■保育園に入所できる条件

児童の保護者および同居の家族が、次のいずれかに該当するため、家庭での保育が困難と認められる場合です。

- ①昼間に外で働いているか、自宅内で児童と離れ、日常の家事以外の労働をしている
- ②母親の出産
- ③疾病または心身に障害がある
- ④長期にわたって病気の人や障害者と同居し、常時介護をしている
- ⑤風水害、火災などの災害復旧にあたっている

■入所申し込み受け付け

○新規の人 12月6日（水）～8日（金）

※受付場所は、住所地の総合支所になります。

区名	場所	時間
水沢	市役所本庁舎 2階 201 会議室	午前9時30分 ～午後3時30分
江刺	江刺総合支所福祉課	
前沢	前沢総合支所健康福祉課	
胆沢	胆沢総合支所健康福祉課	
衣川	衣川総合支所健康福祉課	

○継続の人 現在入所中の各保育園で、手続きしてください。

※平成19年5月以降の入所申し込みは、各総合支所保育園入所担当課で随時受け付けます。

■問い合わせ

各総合支所保育園入所担当課まで。

市内保育園一覧

区名	保育園名	定員	区名	保育園名	定員
水沢	いずみ保育園	60人	江刺	玉里保育所	60人
	みなみ保育園	60人		梁川保育所	45人
	水沢保育園	120人		広瀬保育所	45人
	駒形保育園	230人		稲瀬保育所	60人
	福原保育園	120人		江刺保育園	80人
	むつみ保育園	120人		聖愛ベビーホーム	45人
	ときわ保育園	100人		愛宕保育園	119人
	原中ベビーホーム	60人		米里保育所	45人
	東水沢保育園	90人		藤里児童館	60人
	白ゆり乳児苑	60人	前沢	前沢保育所(あおぞら園)	120人
江刺	もみじ保育園	60人		前沢保育園	90人
	第二東水沢保育園	120人	胆沢	愛宕保育園	60人
	田原保育所	45人		胆沢保育園	110人
	伊手保育所	45人	衣川	衣川保育所	70人(予定)

地域で 守る 子どもの 笑顔

～11月は児童虐待防止推進月間です～

【児童虐待に関する問い合わせ】
各総合支所児童家庭相談窓口
および一関児童相談所 ☎ 0191 ② 0560

近年子どもの生命が奪われるなど重大な事件が後を絶ちません。このような中、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。国では、平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、期間中さまざまな広報・啓発活動などを実施しています。

児童家庭相談窓口を開設
市は、市民の利便性を考慮して、各総合支所に児童家庭相談窓口を開設しています。気になることなど、相談してください。
【児童家庭相談窓口】
水沢総合支所福祉課（内線243）
江刺総合支所福祉課（内線153）
前沢・まなびい館 前沢区字七日町裏71（☎ 0415、直通 ☎ 0416）
胆沢総合支所健康福祉課（健康増進プラザ悠悠館内 ☎ 02977内線202）
衣川総合支所健康福祉課（衣川保健福祉センター内 ☎ 03800内線601）

児童虐待とは
児童虐待には「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」の4つがあります。それぞれの内容は次のとおりです。
■身体的虐待…殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせるなど
■性的虐待…性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
■ネグレクト…家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置するなど

あなたの「もしや」が子どもを救う
■心理的虐待…言葉による脅し、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの面前で配偶者やそのほかの家族などに対し暴力を振るうなど
■「不自然な傷」「不自然な行動」「不自然な表情」など何か様子がおかしいと思う子どもがいまいませんか？
■気にかかる親子はいませんか？
■近所の人から相談を受けたことはありませんか？
虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに

市（福祉事務所）または児童相談所に知らせることが法律で義務付けられています。通告した人の秘密は守られます。様子がおかしいと思ったらすぐに連絡を！
市要保護児童対策地域協議会を設置
虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、児童にかかわる18の関係機関・団体などで構成される「奥州市要保護児童対策地域協議会」を設置し、10月4日に市役所で設立会議を開催しました。

【開設日時】
毎週月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分
【相談対象者】
児童およびその保護者、その他市民
【相談内容】
不登校、虐待、いじめ、非行などの問題に関すること。子育てに関すること。そのほか児童の健全育成に関すること。

